

第3期

志賀町子ども・子育て支援事業計画

概

要

版



地域のぬくもりに抱かれて、
家族・子どもの笑顔の輪が広がる 志賀っこの郷

令和7年5月

志賀町

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

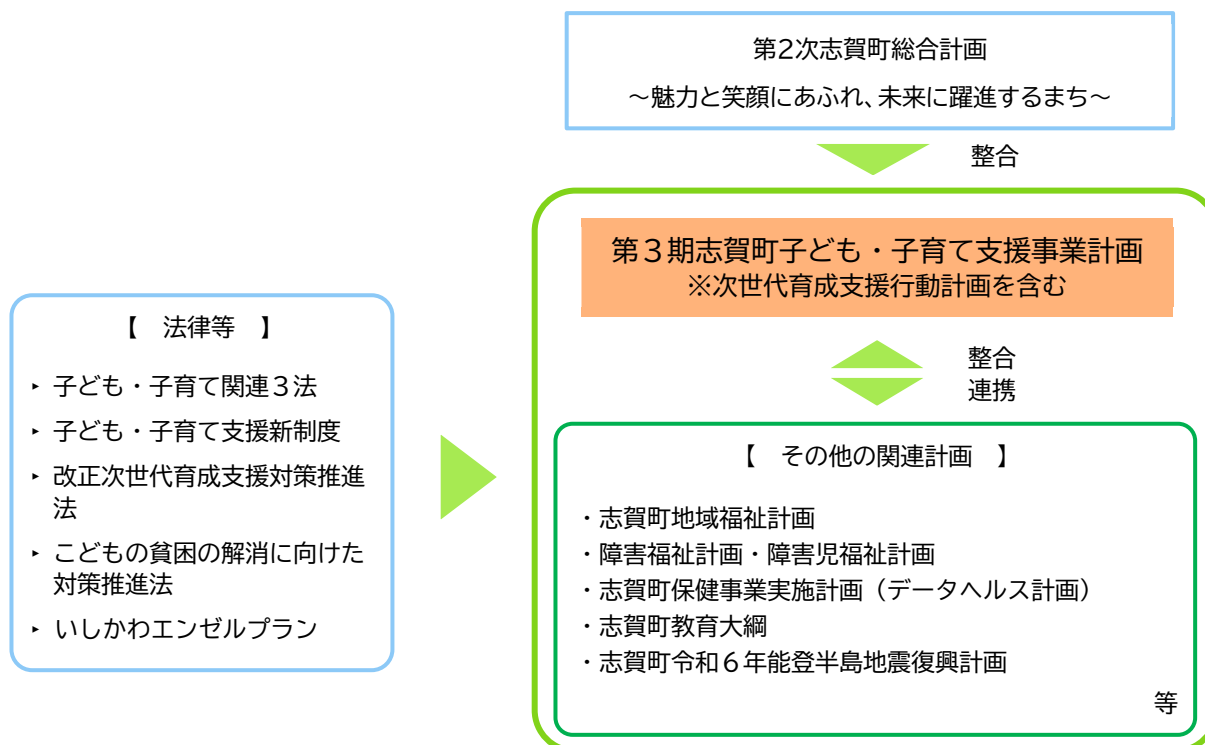
志賀町（以下「本町」という。）においては、平成 27 年 3 月に「志賀町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2 期にわたって、その計画的な推進に取り組んできました。

令和 6 年度に「第 2 期志賀町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることに伴い、近年の社会情勢や本町の子どもや子育て環境を取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、本町の子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「第 3 期志賀町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の期間と位置づけ

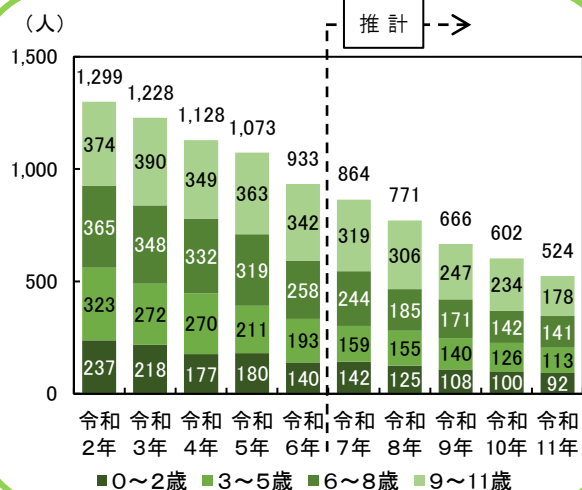
計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年です。毎年度、計画達成状況の確認と見直しを行います。

本計画は、第 2 次志賀町総合計画の分野別計画に位置づけられています。また、本計画の策定にあたっては、関連の法律、いしかわエンゼルプラン、本町の関連計画との整合並びに連動を図り策定しています。



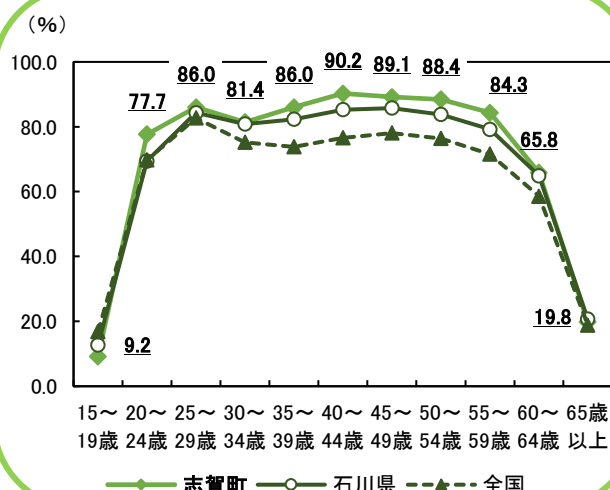
子どもと子育て家庭に関する動向

◇ 児童人口の推移及び推計 (4月1日現在)



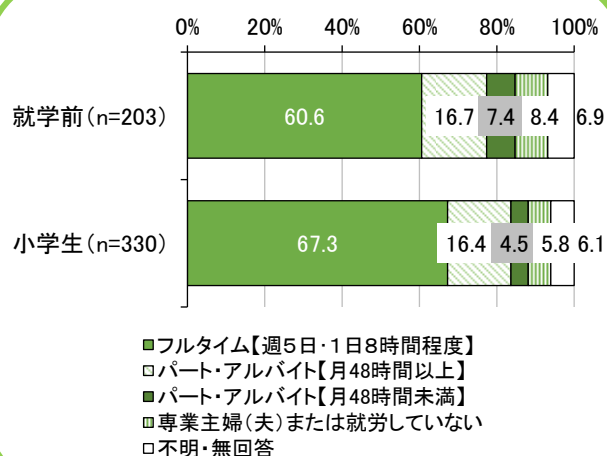
本町の児童人口は、令和6年で933人でしたが、年々減少することが予想されており、令和11年で524人となる見込みです。

◇ 女性の就業率（令和2年、国・県比較）



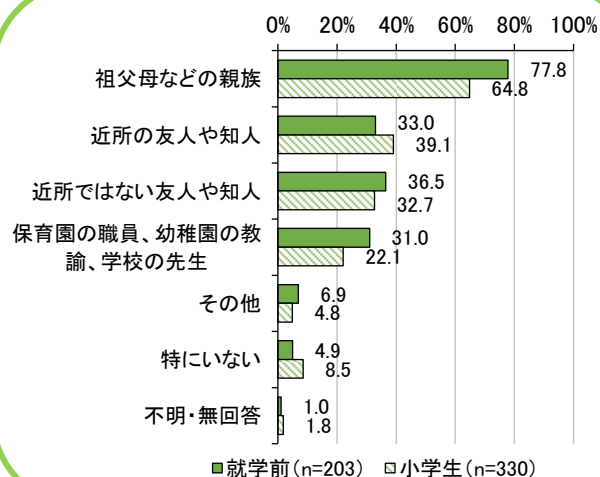
本町の令和2年の女性の就業率を国・県と比較してみると、20～64歳の割合が高くなっています。一般的に出産・子育てにより就業率が低くなる30歳代での落ち込みは国・県よりも少なくなっています。

◇ 母親の就労状況



本町の母親の就労状況について、就学前・小学生ともに「フルタイム」が6割以上となっており、「フルタイム」と「パート・アルバイト」を合わせると8割を超えています。

◇ 子育てに関する相談先



子育てに関する相談先について、就学前・小学生ともに「祖父母などの親族」が最も高くなっています。一方で、相談相手がいない人もわずかながらみられます。

これから目指す計画

計画の基本理念

すべての子どもたちがそれぞれの力を伸ばし、いきいきと育つことができるよう、家庭や地域、保育園、学校等が子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分尊重される社会を構築していく必要があります。

本計画では、これまでの取組を継承しつつ、子どもの健やかな成長に向けた取組や子育て支援施策の充実に取り組んでいくことを目的に、前回計画の基本理念を第3期計画においても継承し、以下のとおりに設定します。

**地域のぬくもりに抱かれて、
家族・子どもの笑顔の輪が広がる 志賀っこの郷**



計画の基本的な視点

各施策の立案にあたっては、以下の4つの基本的な視点から、子ども・子育て支援に係る様々な施策を総合的に定めます。

視点1 子どもからの視点

- ・すべての子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりの推進
- ・子どもの権利が尊重される環境づくりの推進

視点2 保護者からの視点

- ・多様化する子育て支援等へのニーズに対応できる取組の推進

視点3 地域からの視点

- ・地域、団体、企業、行政等が連携し、子どもとその保護者を地域で支え合う体制づくりの推進

視点4 仕事と生活の調和からの視点

- ・柔軟な働き方についての周知・啓発の推進
- ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標と基本施策

基本目標Ⅰ 子ども・子育てを支えるまちづくり

保護者のニーズに応じた保育サービスや放課後児童クラブの充実を図るとともに、多様な働き方の推進や育休の取得促進等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知・啓発を行い、家庭での子育てを支援します。

また、子どもが生涯を通じて幸せに暮らせる社会の実現のために、子どもの権利の保障を推進するとともに、子ども・若者の意見聴取等を通じた子どもの活躍機会や安心して過ごすことができる居場所の創出・充実に努め、地域全体で子どもを育むまちづくりを進めます。

基本施策（１） 保育サービスや子育て支援の充実

【施策の推進策】

- 保護者の仕事や家庭の状況等に応じた多様な保育サービスや、放課後児童クラブの充実を図ります。
- 男性の育児参加の促進に向けた啓発やイベント等の実施に努めます。
- 子育ての経済的負担の軽減に向けて、保育料や副食費（おかず代、おやつ代）の無償化に引き続き取り組みます。

今後の取組	1 保育施設の整備	2 保育園サービスの充実
	3 放課後児童クラブの充実	4 男性の子育て参加の促進

基本施策（２） 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実

【施策の推進策】

- 仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方ができるよう、企業や住民に対し働き方改革に向けた意識の啓発を推進します。

今後の取組	1 子育てを支援する企業意識の普及	2 仕事と家庭の調和の取れた働き方の実現
-------	-------------------	----------------------

基本施策（３） 子どもを育む地域づくり

【施策の推進策】

- 子どもが健やかに成長し、自身の可能性を広げていけるよう、子どもの人権・権利擁護を推進するとともに、子どもが安心して過ごせる居場所の充実や、青少年の健全育成に取り組みます。
- 地域で安心して子育てができるよう、気軽に相談しやすい体制の整備や子育て家庭の孤立化の防止、子育て支援ネットワークづくり等に取り組みます。

今後の取組	1 子どもの権利の周知・促進	2 子どもの活躍機会の創出
	3 子どもの居場所づくり	4 児童館の充実
	5 地域における子育て支援サービスの充実	6 子育て支援ネットワークの強化
	7 健全育成活動の促進	

基本目標Ⅱ 子どもの心身の健全な成長を支えるまちづくり

すべての子どもの心身の健やかな成長の実現に向けて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進します。また、将来にわたり健康な生活を送れるよう、学校や家庭、関係機関と連携しながら、健康教育の充実や食育を推進します。

さらには、次代を担う子どもや若者を育成するため、学校教育の充実や家庭・地域における教育機能の向上に努めるとともに、若者の就労支援等を推進していきます。

基本施策（１） 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実

【施策の推進策】

- 妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期・学齢期を通して母子の健康が確保できるよう、母子健康診査や保健相談・指導等の充実を図り、切れ目のない支援の推進に努めます。
- 幼児・児童の健康を確保するため、産婦・乳児健康診査費用や子どもの医療費等を助成し、子育て世帯への支援に努めます。

今後の取組	1 妊娠・出産期における支援や医療体制の充実	2 子どもや母親の健康の確保
	3 相談体制の充実	4 デジタル化の推進

基本施策（２） 子どもの心身の健やかな育ちへの支援の充実

【施策の推進策】

- 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、発達段階に応じた健康教育や性教育等に取り組むとともに、不安や悩みを抱える子どもへの支援体制づくりに取り組みます。
- 将来にわたり健康な生活を送れるよう、学校や家庭と連携した食育を推進します。

今後の取組	1 子どもの心身の健やかな成長のための支援	2 いじめ・不登校への対応
	3 食育の推進	

基本施策（３） 子どもの教育環境等の整備

【施策の推進策】

- 子どもたちの「生きる力」の育成に向け、学校教育等の整備充実や家庭・地域における教育機能の向上に努めるとともに、関係機関等と連携し信頼される学校づくりを目指します。
- グローバル化が進展する社会を生き抜くために、コミュニケーションを重視した外国語教育を推進します。
- 子どもの心身の健全育成に向けて地域スポーツの振興に取り組むとともに、豊かな感性の育成に向けて芸術にふれる機会の充実を図ります。
- 小中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、支援員を配置し、環境整備を図ります。
- 学校施設では、富来小学校の校舎が甚大な被害を受けたことにより、安全・安心な教育環境を早期に確保するため、小中一貫教育学校として整備を推進します。

今後の取組	1 確かな学力の向上	2 豊かな心の育成
	3 健やかな体の育成	4 信頼される学校づくり
	5 教育環境の整備	6 地域の教育力の向上
	7 家庭教育への支援の充実	8 就学前教育・保育と小学校の連携
	9 進路相談体制の充実	10 グローバル化に向けた人材育成及び外国語学習の推進
	11 芸術・文化活動等への参加	

基本施策（４） 次代を担う子どもや若者の育成

【施策の推進策】

- 近年の少子化、核家族化の影響から、乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増えていることを踏まえ、職場体験学習や交流活動等を通して、乳幼児と児童生徒のふれあう機会の充実を図ります。
- 県の専門機関等との連携の下、若い世代の就労及び企業・創業支援を推進します。

今後の取組	1 次代を担う親の育成	2 命の大切さや家庭の役割への理解
	3 若者の就労支援	4 若者の起業創業支援の推進

基本目標Ⅲ すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり

地域社会の中で安心して子育てができるよう、道路や公園等の生活環境の整備・充実を図ります。また、危機管理や交通安全、防犯、防災に関する対策の強化に努め、子どもの安全が確保されたまちづくりを推進します。さらには、すべての子どもが夢や希望を持って成長し、自立できるよう、関係機関と連携しながら、児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立支援、子どもの貧困対策、障害児施策、外国につながるのある家庭への支援等の充実を図ります。

加えて、能登半島地震において被災した子どもや保護者が安心して生活を送れるよう、町や保健師、精神保健福祉士等と連携し、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援に取り組みます。

基本施策（１） 子育てにやさしい生活環境の整備

【施策の推進策】

- 子育て家庭にやさしいまちづくりの実現に向けて、子どもたちが安全に安心して遊ぶことができる公園の整備や、道路環境の整備等を推進します。
- 公共施設や公共空間のバリアフリー化、歩道整備を推進し、すべての人たちが快適に安心して外出できる環境づくりを推進します。

今後の取組	1 良質な居住環境の整備	2 安心して外出できる環境の整備
	3 子どもの遊び場の整備	4 安全・安心なまちづくりの推進
	5 通学路の安全確保	

基本施策（２） 子どもの安全の確保

【施策の推進策】

- 教育・保育施設と連携した危機管理対策に取り組みます。
- 子どもや子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域と連携した見守り活動や警察・学校等と連携した防犯教育に取り組み、まち全体の防犯体制の強化を図ります。
- 能登半島地震を教訓とし、学校における定期的な危機管理マニュアルの点検・見直しや引き渡し訓練に取り組み、教職員及び児童生徒の災害対応力の向上を図ります。

今後の取組	1 教育・保育施設と連携した危機管理対策	2 交通安全教育の推進
	3 防犯対策の推進	4 防災対策の推進

基本施策（３） 配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実

【施策の推進策】

- 行政・地域・関係団体が連携しながら、配慮を必要とする子ども・子育て家庭を誰一人取り残さず、早期に個々の特性やニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

今後の取組	1 児童虐待防止と権利擁護の推進	2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
	3 子どもの貧困対策	4 障害児施策の充実
	5 外国につながるのある子どもや保護者への支援	

基本施策（４） 被災世帯の子ども、家庭への支援

【施策の推進策】

- 被災世帯の子どもや若者一人ひとりに寄り添った支援を行い、安心できる日常の暮らしを早急に再建します。

今後の取組	1 被災世帯の暮らしの支援	2 子どもと保護者の心身のケア
-------	---------------	-----------------

子ども・子育て支援の事業展開

幼児教育・保育事業

認定区分	対象者	対象施設		R7	⇒	R11
1号認定	満3歳以上で、学校教育のみを希望する子ども（保育の必要性なし）	認定こども園（教育）	量の見込み	15人	⇒	15人
			確保方策	15人		15人
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園（保育）	量の見込み	141人	⇒	97人
			確保方策	225人		225人
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園（保育）	量の見込み	94人	⇒	62人
			確保方策	195人		195人

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業区分	事業概要		R8	⇒	R11
乳児等通園支援事業※ （こども誰でも通園制度）【新規】	0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保護者の就労状況に関わらず、一時的な預かり保育を実施。	量の見込み ----- 確保方策	2人/日 ----- 2人/日	⇒	2人/日 ----- 2人/日

※ 令和8年度からの実施予定

地域子ども・子育て支援事業

事業区分	事業概要		R7	⇒	R11
利用者支援事業 【新規】	こども家庭センターにて、子育ての情報提供や相談支援を実施。	量の見込み ----- 確保方策	1か所 ----- 1か所	⇒	1か所 ----- 1か所
時間外保育事業 （延長保育）	保護者の就労時間等により、通常の保育時間を超えて保育を実施。	量の見込み ----- 確保方策	55人 ----- 55人	⇒	48人 ----- 48人
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の事情で養育が難しい児童について、施設等で一時的な預かりを行う。	量の見込み ----- 確保方策	5人日 ----- 5人日	⇒	5人日 ----- 5人日
放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を提供。	量の見込み ----- 確保方策	140人 ----- 140人	⇒	82人 ----- 82人
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や相談支援、養育環境等の把握を行う。	量の見込み ----- 確保方策	45人 ----- 45人	⇒	32人 ----- 32人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する助言や支援を行う。	量の見込み ----- 確保方策	10人 ----- 10人	⇒	6人 ----- 6人
地域子育て支援拠点事業	親子の交流の場を設け、育児相談や支援を行う。	量の見込み ----- 確保方策	1,095人日 ----- 1か所	⇒	1,020人日 ----- 1か所
病児保育事業	病気の子どもが、家庭での保育を受けられない場合に一時的な預かりを行う。	量の見込み ----- 確保方策	10人日 ----- 10人日	⇒	10人日 ----- 10人日
一時預かり事業 （幼稚園型以外）	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園等で一時的な預かりを行う。	量の見込み ----- 確保方策	96人日 ----- 96人日	⇒	75人日 ----- 75人日
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	量の見込み ----- 確保方策	6人日 ----- 6人日	⇒	4人日 ----- 4人日
妊婦健康診査事業	妊婦が受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する。	量の見込み ----- 確保方策	45人 ----- 45人	⇒	32人 ----- 32人
産後ケア事業 【新規】	出産後1年未満の母子に対し、心身に応じた保健指導や育児支援を行う。	量の見込み ----- 確保方策	7人日 ----- 7人日	⇒	7人日 ----- 7人日
子育て世帯訪問支援事業 （ヘルパー派遣事業）【新規】	子育て等に不安を抱える家庭を訪問し、育児や生活に関する相談や支援を実施。	量の見込み ----- 確保方策	31人日 ----- 31人日	⇒	21人日 ----- 21人日
児童育成支援拠点事業	困難を抱える児童に居場所を提供し、生活・学習・進路等の支援を行う。	ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の実施について検討を行う。			
親子関係形成支援事業	子育てに悩む保護者とその児童に、支援や交流の機会を提供する。				
実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼児教育・保育に係る副食費や日用品費等の一部を助成する。				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設への多様な事業者の参入・運営を支援する。				

第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行／志賀町 編集／志賀町 子育て支援課

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

TEL:0767-32-9122 FAX:0767-32-0288